



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社奥村組
代表者名 代表取締役社長 奥村 太加典
(コード番号 1833 東証第一部)
問合せ先 社長室経営企画部長 町田 博紀
(TEL 06-6621-1101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 79 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役会の監督機能を高めて、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化するとともに、経営の意思決定を迅速化することによって、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を変更するものであります。

なお、同規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 	<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <li style="padding-left: 2em;">(削 除) 3. <u>会計監査人</u>
<p>第 5 条～第 12 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条～第 12 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 取締役および取締役会</p>
<p>第 13 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p>	<p>第 13 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10 名以内とする。 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>
<p>第 14 条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 14 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 15 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 16 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって代表取締役中より会長 1 名および社長 1 名を定めることができる。</p>	<p>第 16 条 取締役会は、その決議によって <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって代表取締役中より会長 1 名および社長 1 名を定めることができる。</p>
<p>第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>第 18 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 18 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 19 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 19 条～第 20 条 (条文省略)</p>	<p>第 20 条～第 21 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 22 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第 23 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第 23 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 4 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 23 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 24 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 25 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 26 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 27 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第28条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>第29条 <u>監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<u>第4章 監査等委員会</u>
(新設)	<p>第24条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p>第26条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第5章 株主総会	第5章 株主総会
<p>第31条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第32条 (現行どおり)</p>
第6章 計算	第6章 計算
<p>第37条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>